

## 東ヨーロッパ型村落共同体の構造：オーストリア・ ネッケンマルクト村について

住谷，一彦  
立教大学

<https://doi.org/10.15017/2231521>

---

出版情報：九州人類学会報. 2, pp.35-40, 1974-10-01. Kyushu Anthropological Association  
バージョン：  
権利関係：

# 東ヨーロッパ型村落共同体の構造

— オーストリア・ネッケンマルクト村について —

立教大学 住 谷 一 彦

## 1.

日本の社会構造が或る面できわめて西欧のそれと対比できるほどに類似した性格を有している点については、戦国時代にまで遡る旅行者（多くは通商を営むためにアジアにまで来ていた船舶の乗員）の見聞記・日誌類を一応措くとしても、その典拠は不明であるが、すでにマルクスのはっきりと認めていたところであり<sup>(1)</sup>、さらにはマックス・ヴェーバーも重ねて強調していたところである<sup>(2)</sup>。

(1) 「日本は、その土地所有の純封建的組織と、その発達した小農民経営とをもって、たいていはブルジョア的偏見によって口授された吾々の歴史書全部よりも、ヨーロッパ中世の遙かに忠実な像を提供する」（マルクス「資本論」I、756頁 註192。〔傍点原文〕、アドラッキー版、長谷部文雄訳、1,098頁。青木書店）。この「純粋に封建的な」組織という規定の内容をめぐり余りにも有名な論争への言及は、ここではしないことにする。

(2) ヴェーバーは「合理化」概念を比較分析の基軸としていく過程で次第に日本への関心が深まっていたように思われる。ということは、同時に世界史的にみて極めてユニークな西欧文化の普遍的意義への自覚が深化したことをも意味しているが、日本が西欧以外の地域でいち早く産業化 Industrialisierung の進展を達成した国土として、その由って来る所以への知的関心が中国や印度との対比において強まっていたことによると見てよい。とくにヴェーバーは、日本の封建制が一面で著るしく西欧と異なりながら、他面で極めて類似している局面に強く注目していることは、当面とくに興味深いものがある。「したがって、われわれは、広義における『封建』関係を、次のように分類することができる。

① 『ライトツルギー的』封建制。……………

② 『家産制的』封建制。 詳細に言えば、

(a) 『グルトヘルリツヒ 荘園領主的』封建制。……………

(b) 『ライプヘルリツヒ 体僕領主的』封建制。……………

(c) 『グンテイリーツイツシュ 氏族的』封建制。……………

③ 『自由な』封建制。 詳しく云えば、

(a) 『ツフオルクレーフツツヒ 従士制的』封建制。これはもっぱら人的な誠実関係にもとづくものであり、荘園領主権の授与を伴わない。（大部分の日本の侍、メーロヴィンガ朝時代のトゥルスティス Trustis）

(b) 『ブレベンデ的』封建制。これは人的な誠実関係を伴わず、もっぱら荘園や租税徴権の授与にもとづく(トルコのレーエンを含めて、近東オリエン特諸国)。——

(c) 『レーエン的』封建制。ここでは人的誠実関係とレーエンとが結合している(西欧)。——

(d) 『都市支配的』封建制。—— 戦士の仲間団体 —— これは個々の戦士に与えられた戦士割当地にもとづいている —— による封建制(スパルタ型の典型的なギリシャのポリス)」。——

(ヴェーバー「経済と社会」635頁、第4版。世良晃志郎訳「支配の社会学」II、293頁。

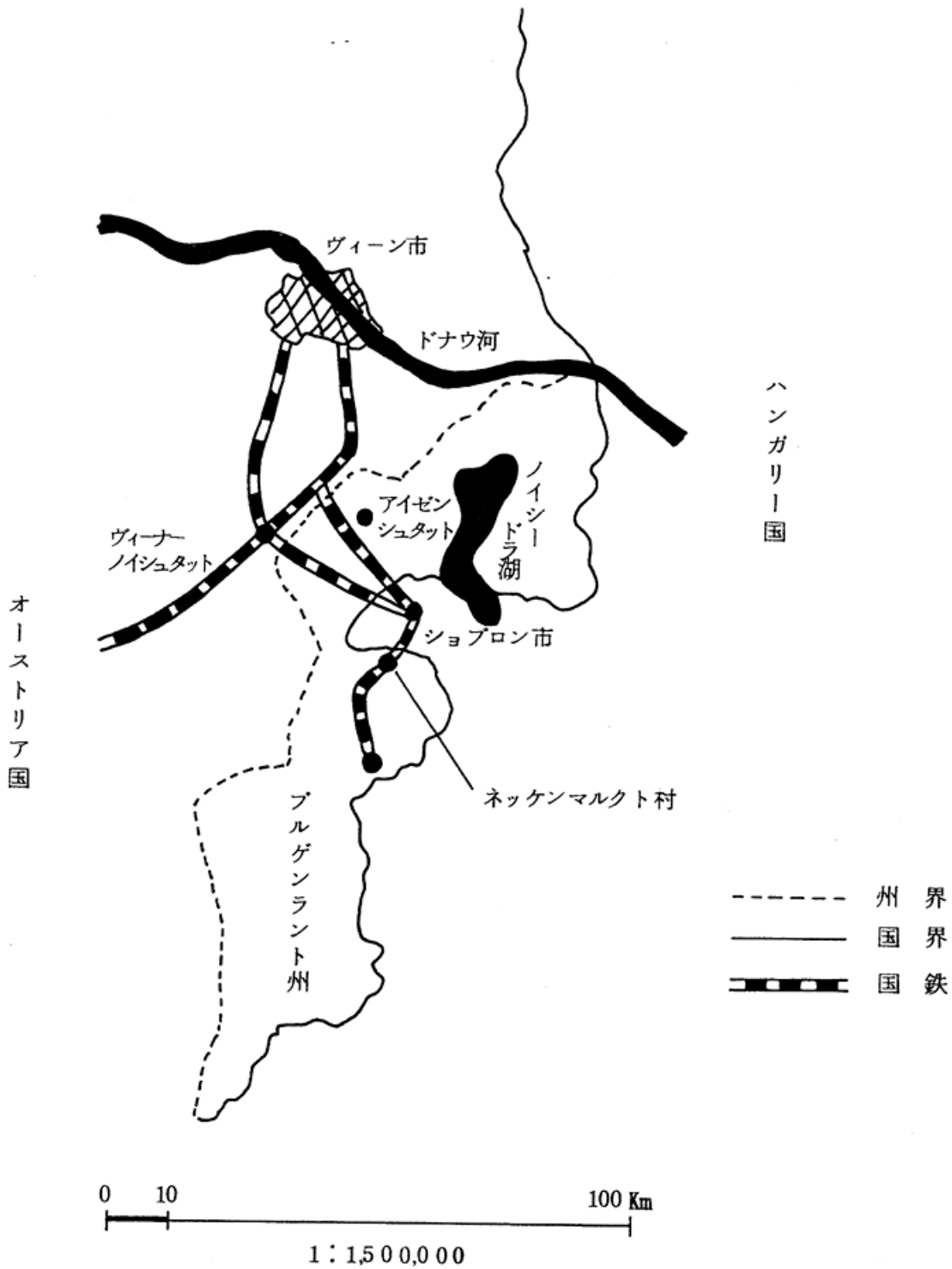
創文社)。ヴェーバーは封建制分析のなかで絶えず日本封建制の独自の性格に注意しつゝ、

「純粹に人的な従士制的ピエテートをもつ日本の封建制には、<sup>ベネフィットイアルウエーゼン</sup>恩給制の荘園領主的構造が欠けていた。西洋のレーエン制の本質的な特色は、従士制的ピエテートに由来する人的な誠実関係とこれに伴う恩給制とが結合しあっているという事実にもとづいている。」(同、638頁。

邦訳、308頁)と述べている。

いまこうした諸先学の問題提起を継承しつゝ、今日の問題意識に即してさらに研究を押し進めようとするとき、もとより多くの論点が抽出できるのであるが、「南北問題」が時代の脚光を浴びている所以を顧みるとき、<sup>・・・・</sup>ひとたびは西欧と日本との産業化過程の比較、とくにほかならぬアジアの<sup>・・・・</sup>一地域で急速な産業化とそれに索引されつゝ形成されてきた「近代化」どの、<sup>・・・・</sup>西欧に対して有する独自の歴史的<sup>・・・・</sup>性格の究明がどうしても必要であるように考えられる。それも今日の研究水準に照らすとき、そうした産業化と近代化の歴史的<sup>・・・・</sup>前提諸条件に属するいわゆる伝統的<sup>・・・・</sup>社会構造の経済的土台を形づくる村落共同体<sup>・・・・</sup> Dorfgemeinde の構造分析がどうしても立ち入ってなされなければならない。<sup>(3)</sup> 本稿では<sup>・・・・</sup>西欧的近代に対して一つの対流現象として自己を形成した<sup>・・・・</sup>東欧的近代の社会構造の一局面に焦点をあて、ある意味で同じような対流現象の<sup>・・・・</sup>アジア的近代版である日本の場合との対比を試みてみることにしよう。

(3) 赤羽裕「低開発経済分析序説」(岩波書店)はその一つの先駆的業績である。なお、西川潤「飢えの構造」(ダイヤモンド社)は、それへの批判を蔵しているが、問題の所在をつきとめる面で若干疎通を欠くかに見られる点が惜まれる。以下の論点については、詳細は川島・住谷共編「共同体の比較史的研究」(アジア経済研究所1973)所収の拙稿「産業化と近代化の相関と『共同体』論の禎角」を参照されたい。



2.

私たちが調査対象に選んだブルゲンラント州ネッケンマルクト村は、図から判明するように、オーストリアとハンガリーの国境にあり、広々とした葡萄畑のつづく、なだらかな丘陵地帯に点在する、恐らく中世の東欧植民時代にまで遡及できる、極めて古い村落群の一つである。この地方は古代ローマ時代から中世にかけて交通上の要地であったが、その後の歴史はこの地域を文化的・経済的發展から取り残された一つの辺境にしてしまい、今日ではわずかに1日3回ウィーンからハンガ

リーの一部を通過してこの村まで汽車が通じているにすぎない。

この地方は第一次大戦まではハンガリー王国に属し、そして第二次大戦の終結まで東欧でも屈指の大領主であるエステルハーヰ家の所領であった。そうした歴史的背景を抜きにして今日のネッケンマルクト村を語ることは、もとより片手落ちではあるが、紙幅の関係でここでは省略し、当面の論点にしぼって若干のことからを述べることにしたい。まず、今日の村落構造の原型をまだ残している1930年代の状態を復元して、その特質を指摘しておこう。当時村はほぼ次の4つの身分階層から構成されていた。①僧侶・教師等の有識者層、②商人・企業家(=職人)層、③農民層、④賤民層(ジブシー)。なかでも主要な人口層をなしていた農民層は、さらに次の各層に分れていた。①大農。別名 $8\frac{3}{4}$ 農民とよばれ、村有の山林に三持分権(一持分権を1リストルとよんでいる)を有している者で、それに応じて耕地9ヘクタールを所有していた。②中農。これは別名 $4\frac{1}{4}$ 農民とよばれ、村有の山林に二持分権を有している者で、それに応じて耕地6ヘクタールを所有していた。この社会層は、またホーフシュテッターとよばれたという。③小農。これは別名 $8\frac{1}{4}$ 農民とよばれ、村有の山林に一持分権を有する者で、それに応じて耕地3ヘクタールを所有していた。この社会層は、またクライン・ホイスラーともよばれたという。戦前まではエステルハーヰ家のために働いたポートシャフターとよばれる層の人々であった。④インボナー、ホルデン。これらの人々はヴァイン・ヒュッター、あるいはフェルト・ヒュッターとよばれ、貧民救済施設に住んでおり、畑仕事や刈入れのときに農民にやとわれ、日傭労働者の仕事を見張る役をした村の最下層に属する人々であった。こうした身分階層の分化してきた所以の一つ、恐らく決定的要因の一つは、ハウス・グリュンデ(家屋敷とそれに附属する庭畑・耕地を一括した呼称)を有しているか否かであった。ネッケンマルクト村は、いわゆる街道村落の類型に属し、街道に沿って建ち並ぶ各家々の後方に帯状に庭畑および耕地がつらなっている。さらにその外方に牧草地がつづき、やがて共同地の森林へと到るのである。ところで、耕地は大別してハウス・グリュンデとイーバー・グリュンデに分れ、ハウス・グリュンデに属する耕地が本来の共同体成員の占取していた土地で、 $3\frac{4}{5}$ のリードとよばれる耕区のうち古く開拓された部分であったと思われ、イーバー・グリュンデは新開地であるとみてよいであろう。そして、後者しか有さぬ農民がホーフ・シュテッターとよばれていたようである。土地の相続は主として父方=夫方親族の範囲でおこなわれ、ハウス・グリュンデに限っていえば、一般に一子相続、それも長男相続であったように思われるが、戦後地域の産業化が押し進められ、兼業化が進展するにつれて、こうした村落構造の原型は次第に崩れてきつゝある。ただ、村落構造の共同体的構成の局面は、かつてハウス・グリュンデの専有権と対応して規定されていた共同地の森林伐採権(ウルバリアーレス・レヒト)の裡に今日もなお残っているので、それに若干ふれておきたい。

ネッケンマルクト村の村民に帰属する共同地森林は全部で595ヘクタールあり、この森林持分権を有する村民は239人、一つの持分権でもって1リストルの権利を構成し、共同地森林権は365リストルから成立っている。したがって共同地森林は365等分されて森林組合員(ハウス・グリュ

ンデを有する者から構成されている)に配分されることになる。森林組合は組合長1人、会計1人、書記1人、委員7人、計10人を全組合員の秘密投票によって選出する。この森林伐採権ウルバリアーレス・レヒトは売買可能であるが、これまでの事例からみる限り組合員内部で譲渡され、外部への売買は事実上不可能に近いように思われる。ということは、ネッケンマルクト村の共同体的構成は外見上よりは遙かに根強いものがあり、今日では森林組合の共同地入会権の存続が逆に耕地のハウス・グリュンデ的性格の解体を阻止しているかに見えるのである。ここにはおよそ世界的にみて共同体 Gemeinde が一般的・最終的に解体を遂げる最後の局面を、ネッケンマルクト村もまた経過しつつあるという歴史的事態を看取することができるというのではなかろうか。

### 3.

共同体 Gemeinde の諸形態を一般理論的に巨視的に「アジア的」・「古典古代的」・「ゲルマン的」と規定することは、マルクスの「資本制生産に先行する諸形態」の問題提起を受け止めて展開された大塚久雄氏の「共同体の基礎理論」においてほぼ確定したものとみてよいであろう。もとより理論上の細部にわたる異論なり反論は周知のごとく多く出されているが、大塚氏の理論的枠組自体をくつがえすまでには至っていないように思われる。ここで提示したネッケンマルクト村の場合は、果してどうであろうか。主要な生産手段である土地の配分原理が形式的平等の原則にしたがっている限りにおいては明らかに「ゲルマン的」形態の場合に対応するものであるが、村落構造としてみると、「ゲルマン的」形態の場合には所謂家屋敷および庭畑ガムテンからなる集落地域、耕地および牧草地、共同地の三重構造をとるのが典型的な事例であるが、この場合にはハウス・グリュンデ（家屋敷・庭畑・耕地）と共同地との二重構造をとっており、その限りではむしろ「古典古代的」形態のアゲール・ブリヴァートス（私有地）とアゲール・ブーブリクス（公有地）からなる二重構造のそれに近いともいえる。したがって、私は古典古代的な共同体の解体と新たな再編の過程で西歐的な方向に展開した「ゲルマン的」形態の村落共同体が、ビザンチン帝国の版図に属する東欧的な方向に展開した、歴史的に多様に變形化した古典古代的な形態の共同体と、東欧植民の過程で混肴・変貌を遂げて東欧的な形態を形づくるに至ったものと見ておきたいと思うのである。<sup>(1)</sup>それによって、アジア的な稲作地域に、「自由な封建制」を遂げるにまで至った高い生産諸力を生み出す基盤となった日本の共同体の「ゲルマン的」形態に根深く絡みこんでいる「アジア的」側面との対比もまた或る程度まで可能となってくるのではなかろうか<sup>(2)</sup>。

- (1) 東欧地域に展開した農業共同体の具体的存在形態は、今日までのところまだまだ不明の箇所が多い。それより以東に展開した旧ロシアのミール共同体については、マルクスも「諸形態」で「スラヴ的」とよんでいるように、やはり「アジア的」形態と「古典古代的」形態コンプレックスの複合として形成されてきたものであり、後世さらに「ゲルマン的」形態の重疊した一変種であるとみること

ができるかも知れない。前出川島・住谷編の論文集所収の林道義氏のミール共同体に関する論文を参照されたい。

- (2) 大塚久雄「共同体の基礎理論」は、あくまでも「基礎理論」であり、具体的な歴史的事例への直接的な適用は明らかに手続き的にみて飛躍がある。私たちとしてはむしろその歴史的現実への具体化をはかる上に如何なる理論的枠組上の媒介環を構想しなければならないか、を考えるべきであろう。本稿もまた、そうした意味での試論であるにすぎない。

- 1974年6月10日 -